

標準様式第3号（第12条関係）

地域おこし協力隊員サポート業務要求水準等説明書（募集要項）

1. 目的

本要求水準等説明書（募集要項）は、本町が個人事業主として委託契約を締結する地域おこし協力隊員（委託型）の活動に係る日々のサポート体制を構築することにより、地域おこし協力隊員の地域協力活動を円滑にするとともに、任期終了後の起業・就業の実現可能性を高めることを目的として、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

地域おこし協力隊員サポート業務

(2) 業務内容

地域おこし協力隊員（委託型）3名の地域協力活動に係る日々のサポートを業務内容とし、以下の事項を含むものとする。

- ・ 隊員の相談窓口設置（常時対応。月1回の定期面談含む）
- ・ 隊員の活動進捗確認及び課題解決への助言
- ・ 町民向け活動報告会の開催（年2回程度）
- ・ 地域のキーパーソンとの定期的な関係構築支援
- ・ 隊員の任期終了後に向けた起業準備支援（ビジネスモデル構築、資金調達等）
- ・ 隊員の地域での就職先や協力先のマッチング

(3) 履行期限

契約の日から令和8年3月31日（火）

※業務開始予定日：令和7年8月1日（金）

(4) 成果品

本業務における成果をまとめた報告書（任意様式）

(5) 見積限度価格 1,333,000 円（税込）

3. 担当部署

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町政策推進課企画調整係

電話 0153-74-0726

FAX 0153-73-5333

e-mail kikaku@nakashibetsu.jp

4. 参加資格要件

公募型プロポーザルへの参加を希望する者（以下、参加希望者という。）は、次のすべての要

件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号））第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は、暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (4) 対象業務における中標津町での競争入札参加資格者名簿に登録を有していること。
- (5) 公表日以後に中標津町の競争入札参加資格資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

5. 参加申込手続

参加希望者は、以下のとおり参加申込書等書類を提出期限までに提出すること。提出後、以下に掲げる基準に基づき企画提案書の提出を依頼する者（以下、企画提案者という。）を選定し、結果を通知する。併せて企画提案者として選定した者には企画提案書の提出を依頼する。

- ・提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）※必着
- ・提出場所 3 に同じ。
- ・提出方法 郵送又は持参
- ・結果通知 令和 7 年 6 月末頃

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（標準様式第 4 号）
- イ 同種又は類似業務の実績が分かる書類（任意様式）
- ウ 当該業務の実施体制が分かる書類（任意様式）

(2) 企画提案者の選定基準

評価項目	評価の視点	指 標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金等
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績
精通度	町の特殊事情を熟知しているか	町における過去の業務実績

6. 企画提案書の提出方法等

企画提案者は以下のとおり企画提案書を提出期限までに原則郵送すること。

- ・提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）※必着
- ・提出場所 3 に同じ。
- ・提出方法 郵送又は持参

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）

イ 参考見積書（任意様式）

(2) 企画提案書の用紙サイズと提出部数

A4 判両面印刷（図表等については A3 判を A4 判に折り込むことも可。）

- ・ 正本（表紙に法人名を記載のこと。要押印） 1 部
- ・ 副本（法人名は記載しないこと。） 5 部
- ・ 参考見積書（見積書は企画提案書に綴じないこと） 6 部

(3) その他

ア プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案書作成費、交通費等）は事業者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、中標津町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、本町で複製を作成する場合がある。

オ 企画提案書の受理後はいかなる追加及び修正を認めない。

カ 提出された企画提案書等が次に該当する場合は無効とする。

- ① 企画提案の内容が本要項の条件に適合しないもの
- ② 虚偽の記載があるもの

キ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ク 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7. 企画提案書の内容

(1) 企画提案書は 1 者 1 提案までとする。

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 提案書は、簡潔に記述し、両面印刷 25 ページ以内を目安として作成すること。

イ 説明を補完するためのイメージ図・イラスト等を使用しても構わない。

(3) 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、地域おこし協力隊員（委託型）の地域協力活動に係る日々のサポートの内容及びその実行能力、任期終了後の起業・就業の実現可能性を高める手段等について貴社の企画を提案すること。なお、提案内容には以下の事項を含むものとする。

- ・ 隊員の相談窓口設置（常時対応。月 1 回の定期面談含む）
- ・ 隊員の活動進捗確認及び課題解決への助言
- ・ 町民向け活動報告会の開催（年 2 回程度）
- ・ 地域のキーパーソンとの定期的な関係構築支援
- ・ 隊員の任期終了後に向けた起業準備支援（ビジネスモデル構築、資金調達等）
- ・ 隊員の地域での就職先や協力先のマッチング

(4) サポート対象となる協力隊員

本業務においてサポート対象となる地域おこし協力隊員（委託型）は、下記の３名を想定し、町が募集を行う。なお、隊員は今年度が任期１年目となる事に留意すること。

ア 若者交流・賑わい創出担当（１名）

中標津町の若者の交流促進や賑わい創出を個人事業主として町から受託し、町や地域と連携して若者を巻き込みながら町を盛り上げる活動を行う。

【主な活動内容】

- ・若者同士の交流促進・賑わい創出に向けたイベントの企画・運営。
- ・若者（専門学生・高校生等）をまちづくり活動に巻き込む取組み、地域の若者と一緒に町を盛り上げる活動。
- ・若者の地域への愛着を高め、将来的に町に戻ってきたいと感じてもらうための仕掛け。

イ フリーミッション（２名）

隊員自身のアイデアやスキルを活かした提案型ミッションで、個人事業主として町から受託し、地域の魅力発信や活性化、課題解決等を主体的に企画し取組む活動を行う。

【主な活動内容】

- ・活動内容は隊員自身が提案し町が採用するが、SNSを活用した地域の魅力発信や地域資源の発掘、地域コミュニティ活性化や産業振興等、幅広い活動を想定している。

8. 質疑応答等

本件募集内容について疑義がある場合は、次のとおり質問することができる。ただし、他の応募事業者に関する質問には回答しない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 6 月 13 日（金）
- (2) 質問方法 郵送又は電子メール（様式任意）
- (3) 回答方法 提出期日後、質問者に関する情報は伏せたうえで、全質問の回答を一括して中標津町ホームページで公表する。

9. 提案書採否の選定方法

(1) 選定方法

地域おこし協力隊員サポート業務プロポーザル委員会（以下、委員会）において、提案書類及び提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリング審査で選定する。

(2) 提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリング

ア １者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間はプレゼンテーションは 30 分以内、ヒアリングは 15 分程度とする

イ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて 3 名以内とし、うち 1 名は受託した場合における主担当者（業務委託責任者）であること。

エ スクリーン及びプロジェクターは町が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。ただし、それらを使用するための準備に要

する時間は、プレゼンテーション審査開始前 10 分以内とする。

オ プレゼンテーション、デモンストレーションにおいては、パワーポイントの使用を認める。

カ 特段の理由なく欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(3) 実施日時及び場所

- ・日時 令和 7 年 7 月下旬
- ・場所 中標津町役場

(4) 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、以下の審査項目により各委員が審査を行い、各項目における各委員の審査結果から算出する平均点の合計得点を審査結果とし、最高得点者を受託候補者として選定する。

ただし、合計点が 6 割を下回るときは、応募事業者が 1 事業者のみであっても、受託候補者として選定しない。

	審査項目	評価の視点
提案内容の評価	業務の理解度	・業務の理解度は十分か
	提案内容の的確性	・検討項目の内容は具体的で量も妥当か ・独創性かつ実現性があるか、採用する手法は妥当か
	コスト	・見積に対する作業量は妥当か
	採用テーマに対する取組み姿勢	・業務に対する取組意欲が強く感じられるかどうか
ヒアリングの評価	説得力	・説明に説得力があるか、論理的かどうか
	協調性	・冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか
実施体制の評価	実施体制	・担当者の実務体制は適正か
	担当者の経験及び能力	・類似性の高い業務の経験は豊富か

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果はプレゼンテーション審査終了後 3 日以内（週休日を除く）にすべての提案者に F A X またはメールで通知する。

イ 審査結果を中標津町ホームページで公表する。ただし選定されなかった者の会社名については公表しない。

10. 委託内容等の協議

委託候補者に選定された者と町との間で、委託内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上で、委託契約を締結する。

11. 失格事項

提案者及び提案者が提出した企画提案書等の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限が示された条件に適合しない場合

- (2) 募集要項に示された条件に適合しない場合
- (3) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されておらず提案内容が確認できない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平を害する行為や信義に反する行為があった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると町長が認めた場合